

不動産実務科

★ 不動産の取引に関する知識等を学びます！



★ 宅地建物取引士、3級ファイナンシャル・プランニング技能検定の資格取得で、あなたの再就職をバックアップします。

現役大学生の
人気ナンバー
1、2の資格
取得を目指し
ませんか？

★ 去年の不動産実務科生の
就職率 **79%**
思いっきり学んでみませんか？ (日建学院)

訓練期間	令和7年6月20日(金)～令和7年11月19日(水) 5か月間 基本時間：9：10～15：50 〔休日は原則として土・日・祝日・お盆休み(8/13～8/15)〕		
訓練場所	日建学院山形校(株式会社建築資料研究社) 山形市青柳字柳田55-3 (裏面地図参照)	定員	20名 (最少催行人員10名)
受講対象者	公共職業安定所に求職の申し込みをしていて、公共職業安定所長が訓練受講の必要性を認めた方		
受講料	受講料は 無料 です(テキスト代・職業訓練生総合保険等の自己負担額 約27,000円) ※資格試験受験料(任意受験)は別途必要となります。		
募集期間	令和7年4月21日(月)～令和7年5月30日(金) 昼12時まで		
申込方法	求職の申し込みをしている公共職業安定所の窓口でご相談の上、受講申込書をご提出ください。		
選考会	令和7年6月6日(金) 13時30分から(開場13:00、受付は13:20まで) 場所：山形県立山形職業能力開発専門校(裏面地図参照) 内容：訓練内容の説明と職業適性検査 持ち物：筆記用具(鉛筆・ボールペン) ※欠席の場合、選考対象者となりません。		

お問合せ先

山形県立山形職業能力開発専門校 能力開発支援課

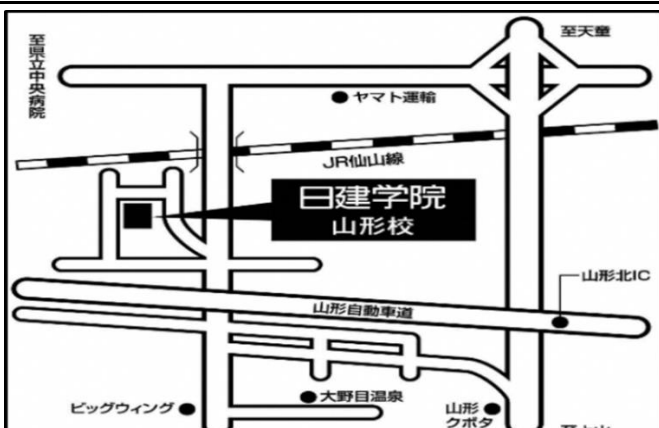
〒990-2473 山形市松栄2-2-1

TEL 023-644-9228 FAX 023-644-6850

ホームページ <https://skillup.yamagatanoukai.jp/>



【訓練カリキュラム】			
科 目		科 目 の 内 容	時間数H
学 科	FPガイダンス・FP模試 (FP)	FPガイダンス、FP模試、FP基礎	43H
	金融資産運用 (FP)	金融や資産の運用方法 (株式投資、預貯金等、投資信託、債券)	15H
	相続・事業承継 (リスク管理) (FP)	相続と法律、また相続と税金の関係について、及び保険によるリスク管理について	18H
	タックスプランニング (FP)	所得税、法人税、消費税等の税金の仕組みについて	9H
	ライフ・リタイアメント プランニング (FP)	社会保険と年金の仕組み及び老後の資産形成について	20H
	不動産 (FP)	不動産の見方や取引について、また不動産の法令及び税金について	9H
	権利関係 (宅建)	民法、借地借家法、不動産登記法、区分所有法	138H
	宅建業法 (宅建)	宅地建物取引業法及び同法の関係法令	96H
	法令上の制限 (宅建)	都市計画法、建築基準法、土地区画整理法、国土利用計画法、農地法、宅地造成等規制法	72H
	税法・その他 (宅建)	税法、地価公示法、需要と取引の実際、不動産鑑定評価	27H
	宅建模擬試験他 (宅建)	宅建模擬試験、税金、鑑定対策問題、免除科目、宅建総復習	63H
	デジタルリテラシー	情報セキュリティ関係、インターネット、SNS等を利用する際の注意点	4H
就職支援他		応募書類の書き方、面接の受け方、ビジネスマナー、コミュニケーション等	45H
総訓練時間559H (学科：514H、実技：0H 就職支援他：45H)			
その他 ※キャリア・コンサルティングは、その計画に従ってください。			

【選考会場】	【訓練会場】
場所： 山形県立山形職業能力開発専門校 住所： 山形市松栄2-2-1 電話： 023-644-9228	場所： 日建学院 山形校 住所： 山形市青柳字柳田55-3 電話： 023-622-5100 ※無料駐車場あり
	

◆ ご相談・お申込み窓口 ◆			
山形公共職業安定所	〒990-0813	山形市松町2-6-13	TEL 023-684-1521
米沢公共職業安定所	〒992-0012	米沢市金池3-1-39	TEL 0238-22-8155
新庄公共職業安定所	〒996-0011	新庄市東谷地田町6-4	TEL 0233-22-8609
長井公共職業安定所	〒993-0051	長井市幸町15-5	TEL 0238-84-8609
村山公共職業安定所	〒995-0034	村山市楯岡五日町14-30	TEL 0237-55-8609
寒河江公共職業安定所	〒991-8505	寒河江市大字西根字石川西340	TEL 0237-86-4221
※雇用保険受給資格者で、公共職業安定所長から「受講指示」を受けた方には、訓練期間中「基本手当・受講手当」及び該当者には「通所手当」が支給されます。 ※雇用保険を受給できない方が、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合に、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」を受けられる場合があります。			詳しくは、求職の申し込みをしている公共職業安定所にご相談ください。